

董仲舒の對策年代についての一考

金子彰男

(一)

董仲舒が賢良として武帝の策問に應じた年代については、從來から種々論じられてきたところであつて、これまでに建元元年・建元五年・元光元年の三説が鼎立している。その概略は、漢書武帝紀に建元元年冬十一月及び元光元年五月に賢良文學の士にたいして策問をなしたことが記されており、元光元年の條の「五月詔賢良曰云云。」の後に「於是董仲舒公孫弥等出焉。」とある。この元光元年の記載が、董仲舒の對策年代についての唯一のものであるが、この記載に誤りがあると考えるところから建元元年説が説かれるに至つた。しかし一方元光元年を支持する論もだされ、またさらに建元五年説を主張する者もあらわれるに至つた。そして現在は建元元年説がもつとも廣く支持されているようである。^(註)しかし建元元年説にも多くの疑問が存するよう^(註)に考えられるので、先人の諸説の論據を吟味しながら、もう一度再検討を試みようとするのがこの小論の意圖するところである。

(二)

先ず史記儒林傳及び漢書董仲舒傳によつて、武帝即位後の彼の傳を見ることにする。

史記儒林傳

今上即位、爲江都相、——中略——中廢爲中大夫居舍、著災異之記、是時遼東高廟災。主父偃疾之、取其書、奏之天子。——中略——於是下董仲舒吏、當死、詔赦之。

漢書董仲舒傳

對策畢、天子以仲舒爲江都相、——中略——中廢爲中大夫。先是遼東高廟長陵高園殿災。仲舒居家、推說其意、草藁未上、主父偃候仲舒私見嫉之、竊其書而奏焉。——中略——於是下仲舒吏、當死、詔赦之。

これに依れば董仲舒の傳は、

對策——江都相——中大夫——死罪(赦)——中大夫——

となる。しかし史記と漢書とは微妙な記載の相違があり、それによつて彼の傳は大きく異なつてきている。即ち、史記においては建元六年の遼東高廟長陵高園の災は、董仲舒が江都の相を廢されて中大夫であつた時のできごとであると解される。一方漢書においては史記の「是時」の二字を

「先是」に改めており、建元六年の災は董仲舒が中大夫になる以前のこと、さらには江都の相に任ぜられる以前の事件として記しているように解されるのである。また災異の記が書かれたのは、史記によれば建元六年と推定され、漢書によれば建元六年以降のやや時を経たのちに書れたと考えられる。しかしして兩傳共に災異記の上奏は主父偃によつてなされたとしてるのであるが、主父偃が武帝に任用されたのは元光元年以降のことであり、史記の記述には時間的にずれのあることは、すでに錢大昕が、

按主父偃傳、元光元年西入關、而高廟高園災乃在建元六年、計其年月、似不相應。
(錢大昕 廿二史 攷異)

と指摘しているところである。

右のことからすると、班固は史記の「是時」を意識的に「先是」と改めたものであり、それは漢仲舒の對策年代について一つの見解を有していたためと考えられる。次に先人の諸説の論據を吟味することにする。

先ず諸説を概観し、次にこれに検討を加えることとする。

1 建元元年説

建元元年説を採る者には、司馬光資治通鑑・王楙野客叢書・梁玉繩史記志疑・蘇頌春秋繁露・重澤俊郎董仲舒研究その他の諸氏がある。

その論據として次の如きものがあげられている。

(i) 公孫弘の傳には彼の對策について、

天子擢弘對、爲第一。

と記されており、且つ論衡佚文篇に、

孝武之時、詔百官對策、董仲舒文最善。

とあるによれば、董仲舒と公孫弘の兩者が時を同じくして策問に應じたとは考えられず、武帝紀元光元年の記載は誤りであつて、建元元年とすべきである。

(ii) 漢書に、

對策畢、天子以仲舒爲江都相。

と言ひ、史記に、

今上卽位、爲江都相。

と述べてあるところから、對策の時期は必ず武帝の初年に在るを要する。

(iii) 漢書楚元王傳劉向の條に、

又董仲舒坐私爲災異書、主父偃取之下吏、罪至不道、幸蒙不誅、復太中大夫・膠西相、以老病免歸。

とあり、吏に下され、のち太中大夫、膠西相となると言つて、對策のこと及び江都の相のことに言及していないことからすれば、對策は建元元年になされたと考えられる。

(iv) 董仲舒傳に、

及仲舒對策、推明孔氏、抑黜百家、立學校之官、州郡舉茂材孝廉、皆自仲舒發之。

とあり、これを武帝紀に徵すると、

建元五年春、置左經博士、

元光元年冬十一月、初令郡國舉孝廉各一人。

の記載が「立學校之官」「州郡舉茂材孝廉」と相應すると考えられ、對策がなされたのは元光元年以前、即ち建元元年である。なほ重澤氏は建元元年七月の「明堂を立つるの議」をも董仲舒の對策によるものとなし、これをもつて建元元年説の根據となさんとしているようであるが、これは時の御史大夫趙綰・郎中令王臧の建議によるものであつて、董仲舒の對策によつてなされたものでないことは明白である。注。

(2) 元光元年説

元光元年説を採る者には洪邁容齋隨筆がある。その論據は次の如くである。

(イ)武帝紀建元元年冬十月の條に、

丞相綰奏、所舉賢良、或治申商韓非蘇秦張儀之言、亂國政、請皆罷、奏可。

とあること、漢書莊助の傳に、

郡舉賢良對策百餘人、武帝善助對、繇是獨擢爲中大夫。

とあり、この二つのことから仲舒が建元元年に策問に應じたとは考えられないこと。

(ロ)武帝の策問中に、

今朕親耕籍田、以爲農先、勸孝弟、崇有德、使者冠蓋相望、問勤勞、恤孤獨、盡思極神功烈休德、未始云獲也。

とあり、これは即位始年の詔とは考えられないこと。

(ウ)董仲舒は策文中に、

至德昭然、施于方外、夜郎康居、殊方萬里說德歸誼、此太平之致也。

と述べているが、西南夷傳・司馬相如傳等によれば夜郎への進出は建元六年である。このことからすれば、對策がなされたのは建元六年以降でなければならぬ。

(3) 建元五年説

建元五年説を採るものには狩野直喜・齊召南の諸氏がある。狩野氏は單に「仲舒の對策の年が明らかでない、今同じく五年とする、(五經博士を置いたこと)と云うに止り、その論據には言及していない。齊召南の論據は、策文に、

今臨政而願治七年餘歲矣。

とあり、漢初から計算すれば、建元三年が七十年に當たるところから、對策がなされたのは建元三年以降であると考えられ、而して五經博士を置いたのは董仲舒の對策によつたと思われるから、ここに下限を切り、定めて建元六年としている。

(四)

前述した三説中、建元元年及び元光元年説を採る者の論と建元五年説を主張する者との間には一つの相違が見られる。それは前者は對策がなされたのは建元元年と元光元年の二回のみという前提のもとに論がなされており、専ら一方を否定することができれば自動的に他方が證明されると

する立場で立論されており、後者は對策がなされたのは必ずしも二回に限定すべきではないとしていることである。以下この事を考慮しながら各説に檢討を加えて行くことにする。

(1) 建元元年説について、

(イ)の説は「論衡」の文を曲解したものである。即ち文意は「武帝の時の對策文の中で董仲舒のものが最もよい」と言うものであつて、公孫弘の對策文が第一位となつたと言うことと矛盾は生じない。且つ公孫弘の對策年代については、史記・漢書の彼の傳では元光五年のこととなしておるのであり、これをもつて建元元年に對策がなされたことを證することはできない。(ロ)の説は、史記の記述が、董仲舒が景帝の時博士になつたことを記した後に、武帝即位云々と續いているのであるから、これをもつて即位初年であると言うことはできないであらう。(ハ)の説は、主父偃との關連を考えるならば、假りに元光元年に對策したとしても、矛盾は生ぜず、元光元年に對策がなされたことの否定の資料とはなり得ない。(ニ)の説は一應理のあるところであると考えられる。しかしこれが建元元年に對策がなされたことを證する資料となり得るのは、對策がなされたのは二回だけという限定があつてはじめて可能となるのであつて、もしこの限定が無かつたならば、單に元光元年説を否定する資料であるに止まる。

以上のことから、對策が建元元年になされたことを示す積極的な論據は全く無く、ただわずかに(ニ)論が消極的な意味で認められるに過ぎないとい得るであらう。一方漢書には明らかに建元元年に對策がなされたと言う説を否定すると考えられる記述が見られる。その一は、禮樂志に、

至武帝即位、進用英雋、議立明堂制禮服、以興太平、會寶太后好黃老言不說儒術、其事又廢、後董仲舒對策言、

一策文——是時上方征討四夷、不暇留意禮文之事。

と言う文がある。ここに「其事又廢、後董仲舒對策言」と述べ、策文を引用しているのであるが、それは董仲舒傳に記載されている三つの策文の内の第一に當たるものの一部分である。また建元元年の賢良對策がなされたのは冬十月であり、明堂を立てることの議は秋七月であり、趙綰・王臧の失脚は二年十月であるから、董仲舒の對策は元年以降のこととなるであらう。その二は董仲舒傳に、

自武帝初立、其魏武安侯爲相而隆儒矣。及董仲舒對策、

推明孔氏、抑黜百家、云云。

とあり、而して其魏侯(竇嬰)が丞相の任にあつたのは建元元年六月から二年十月の間であり、武安侯(田蚡)は建元六年六月から元光四年三月の間丞相に任ぜられている。このことからして、對策は建元元年以降になされたと考えられる。其の三は、漢書百官公卿表及び史記・漢書の鄭當時の傳に依れば、鄭當時は建元四年に江都相から遷つて右内史

となつてゐる。建元六年の災についての記述が、漢書は史記の「是時」を「先是」に改めていたことはすでに述べた所である。もし假りに董仲舒が建元元年に對策し、江都相に任ぜられていたとするならば、四年以前に中太夫となつてゐるはずであり、漢書が史記の記載を改める必要はなかつたはずである。以上の三點、及び齊召南の指摘してゐる七十年が建元三年にあたること等から考えると、建元元年説は否定されるべきであらう。

(2) 元光元年説について、

(1) の論は、これをもつて元光元年であることを證することとはできない。(2) の論も建元元年説を否定する資料にはなりえても、積極的に元光元年であることを示す資料とはなりえない。(1) の論には「夜郎康居云云」について疑問の點がある。即ち夜郎については一應建元六年のこととして認められるにしても、康居についての知識を得るのは、張騫が西域から歸國した後と考えられ、更に時代が下つて元朔三年以降のことである。このことからすれば、策文に誤りがあると考えられ、これを資料として年代を決めるわけにはゆかないことになる。また建元元年説、五年説を採る者が言う如く元光元年の郡國から孝廉各一人を擧げたこと。建元五年の五經博士を置いたことは董仲舒の建議にまつものと考えられるから、元光元年説も否定されねばならぬ。

(3) 建元五年説について、

齊召南の説く所の建元三年以降で五年春三月以前とする説はもつとも妥當であると思われる。ただ武帝紀に對策を行つたことは記載されておらず、その點少しく問題になるところであらうが、しかし、漢書嚴助傳に、

是時征伐四夷、開置邊郡、軍旅數發內改制度、朝廷多事
裴舉賢良文學之士。

とあるに依れば、必ずしも否定されるべきではなからう。

(四)

以上三説の資料論據を検討し、その是非について考へて來たのであるが、これから次の如き結論が得られる。

(1) 對策による人材登庸は建元元年・元光元年の二回のみに限定されるべきでないこと。

(2) 對策は建元五年四月以前になされてゐること。

(3) 鄭當時との關係から、對策は建元四年以降であること。右の三點から董仲舒が策問に應じた時期は建元四年から五年當初に至るまでの間と考えられるのである。

注1、例えば、吉川幸次郎氏は「當時第一の大儒といわれる董仲舒が、武帝の知遇を得たのは、やはりこの年の被推薦者の一人として皇帝親臨の登庸試験に應じたからであるとする説が學者の間に有力である。」(漢の武帝)と述べている。

注2、主父偃が武帝に任用された年代には異論が存する。即ち主父偃上疏の年を元朔元年と考へるのがそれであつて、司馬光(資治通鑑)・梁玉繩(史記志疑)等の主張する所であるが、今史記、漢書の主父偃傳によつて元光元年とする。

注3、漢書武帝記・建元元年・二年の條、禮樂志、儒林傳、參照。

(大學院修士課程)